

技術人材研修助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター（以下「振興センター」という。）業務方法書第7条、第8条第1項及び第9条に基づく技術人材研修助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金の交付は、八戸地域高度技術産業都市地域（八戸市、十和田市、三沢市、おいらせ町、六戸町、東北町、五戸町、階上町及び南部町をいう。以下「地域」という。）にある企業の研究者や技術者が、高度技術の研究開発に取り組むために必要な研究、研修に要する経費の一部を助成することによって、高度技術の開発を促進し、及び高度技術を利用する企業等の育成を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 理事長は、地域内に事業所を有し、かつ、同地域内で事業活動を行う者のうち、次の各号に該当するものに対して、助成金を交付する。

(1) 地域内の企業の研究者、技術者が、高度技術の習得等を目的として、県内外の研修会、研究会に参加する場合

(助成金の対象となる研究、研修)

第4条 助成金の交付対象となる研究、研修は、次の各号に掲げる研究、研修であって、技術の高度化に寄与するものとする。

(1) 国又は都道府県が設置している試験研究機関で行う研究、研修

(2) 学校教育法（昭和22年法律26号）による大学・高等専門学校・専修学校及び各種学校で行う研究、研修

(3) その他理事長が適当と認める機関で行う研究、研修

2 前項各号で行う研究又は研修のうち、助成金の交付対象とするコースは次の各号とする。

(1) 食品工業・農林畜産業・バイオテクノロジーに関する研究、研修

(2) 機械工業・エンジニアリング・新素材に関する研究、研修

(3) 流通・情報・ソフト産業に関する研究、研修

(4) その他理事長が必要と認める研究、研修

(交付額)

第5条 前条各号に掲げる研究、研修に参加する場合、その交付限度額は一人につき50,000円とする。

(交付制限)

第6条 研究又は研修に派遣した研究者、技術者が、当該研究、研修を終了しない場合は、助成金を交付しない。ただし、企業及び研究者、技術者の責めに帰することのできない理由により研究、研修を終了することができない場合は、その限りではない。

(交付の申請)

第7条 研究又は研修にかかる助成金の交付を受けようとする者は、技術人材研修助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 研究内容又は研修会の内容

(2) 会社概要（パンフレット等）

- (3) 費用見込み計算書
- (4) その他理事長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知等)

第8条 理事長は、前条に規定する交付申請があった場合、申請者の受給資格の有無、研究、研修の内容等を審査し、申請者が交付対象者に該当するものと認めた場合は、技術人材研修助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 理事長は、助成金の不交付を決定した場合は、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 申請者は、第1項の通知を受けた後、次の各号に掲げる事項に該当する場合は変更申請を行うこととし、速やかに技術人材研修助成金変更・取消承認申請書（様式第5号、以下「変更・取消申請書」という）を提出し、理事長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更の場合は完了内容の報告を以て代えることが出来る。

(1) 研修会場の変更（旅費の変更を伴う場合）

(2) 派遣者の変更

(3) 派遣期間の変更

(4) 研究又は研修内容の変更

4 申請者は、交付決定を受けた研究、研修の申請を取り消す場合は、速やかに変更・取消申請書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(完了内容の報告)

第9条 助成金の交付決定通知を受けた者は、当該研究、研修終了後、30日以内に技術人材研修実施完了内容報告書兼請求書（様式第3号、以下「完了内容報告書」という。）に費用明細書（様式第3号-1）、研究・研修報告書（様式第3号-2）及び理事長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(支払い等)

第10条 理事長は、前条に規定する完了内容報告書の提出を受け、当該報告書の確認後、適正と認めた場合において交付する。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、技術人材研修助成金取消通知書（様式第4号）により当該者に対し交付を取り消す旨の通知をおこなうとともに、既に交付した助成金等の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

1. この要領は、平成10年4月1日から施行する。
2. この要領の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
3. この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
4. この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
5. この要領の一部改正は、平成24年11月1日から施行する。
6. この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。